

五島市介護職員宿舎借上支援事業補助金交付要領

(令和5年3月30日決裁)

(目的)

第1 この要領は、介護職員のための宿舎借上げを支援することにより、介護職員の確保、定着及び離職防止を図るため、予算の範囲内において、五島市介護職員宿舎借上支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、五島市社会福祉法人に対する助成条例（平成16年五島市条例第83号。以下「条例」という。）、五島市社会福祉法人に対する助成条例施行規則（平成16年五島市規則第54号）及び五島市補助金等交付規則（平成16年五島市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護職員 長崎県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第60号）、長崎県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第61号）、長崎県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第62号）、長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第63号）、長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第64号）、長崎県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第65号）、長崎県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第66号）、長崎県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第67号）、長崎県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年長崎県条例第18号）、五島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準等に関する条例（平成30年五島市条例第10

号)、五島市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例(平成26年五島市条例第47号)、五島市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例(平成25年五島市条例第12号)及び五島市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例(平成25年五島市条例第13号)において、各々の人員に関する基準等で規定される必要な職種のうち、介護職員、介護従事者、生活相談員又は訪問介護員である者をいう。

(2) 介護サービス事業所 前号に掲げる条例において規定する基準を満たすものとして長崎県又は五島市から指定を受け、五島市内において介護サービスを提供する事業所をいう。

(補助金交付対象者)

第3 補助金の交付対象者(以下「補助対象者」という。)は介護サービス事業所を経営する者であって、介護職員宿舎(以下「補助対象施設」という。)を借り上げ、当該補助対象者が雇用する介護職員(以下「補助対象介護職員」という。)を補助対象施設に居住させている者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付の対象としないものとする。

(1) 市税等を滞納している者

(2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)がその事業を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、市長が不適格であると認める者

(3) その他市長が適当でないと認める者

(補助対象介護職員の要件)

第4 補助対象介護職員は、令和5年4月1日以降、新規に介護サービス事業所に採用された正規の介護職員であって補助対象施設に入居している者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、補助対象介護職員としな

いものとする。

(1) 第9に基づく補助金の交付決定の対象となった補助対象介護職員が、当該交付決定を受けた際の補助対象施設を、特段の事情無く転居した場合

(2) 補助対象者から、住居手当等を支給されている場合

(補助対象施設の要件)

第5 補助対象施設は、補助対象介護職員を居住させるため補助対象者が借り上げている次の要件に該当する居住用の家屋（以下「宿舍」という。）とする。

(1) その所在地が市内であること

(2) 補助対象者または補助対象者の役員が所有する宿舍でないこと。

(補助対象経費)

第6 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 補助対象施設の借上げにかかる費用のうち、賃借料、共益費、管理費、礼金及び更新料

(2) その他市長が補助対象施設の借上げのために必要と認める経費

2 補助対象者当たりの補助金交付対象の宿舍の戸数は、1会計年度につき1戸までとする。

3 前項の規定にかかわらず、補助を受けた年度の翌年度の補助対象者当たりの補助金交付対象の宿舍の戸数については、前年度に対象となった補助対象施設（補助対象介護職員が前年度と同一の場合に限る。）の戸数に加え、新たに1戸を加えることができる。ただし、総計3戸を限度とする。

4 補助対象者が補助対象介護職員から賃借料等を徴収している場合は、補助対象経費から補助対象介護職員から徴収している賃借料等の額を控除するものとする。

(補助金の額)

第7 補助金の交付額は、1戸当たり月額30,000円を限度とする。

2 礼金及び更新料については、契約期間の月数で除して得た額を、各月の補助対象経費に計上することができるものとする。

3 補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

4 同一補助対象介護職員の申請期間は最大5年間であること

(申請書の提出期限)

第8 規則第4条の規定による申請書の提出期限は別に定める。

(申請書に添付すべき書類)

第9 条例第2条第2号、規則第4条の規定により申請書に添付すべき書類の様式は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書及び収支予算書(様式第1号)
- (2) 宿舍借上げにかかる賃貸借契約書の写し
- (3) 補助対象介護職員の雇用を証する書類の写し
- (4) 補助対象者が宿舍の借上げを締結した契約書の写し
- (5) 補助対象者と補助対象介護職員が締結した宿舍に係る契約書等の写し
- (6) 暴力団等排除に関する誓約書(別紙様式2)
- (7) 滞納のない証明書等
- (8) 理由書(社会福祉法人に限る。)
- (9) 財産目録及び貸借対照表(社会福祉法人に限る。)
- (10) その他市長が必要と認める書類

(申請の取下げのできる期限)

第10 規則第8条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日とする。

(変更の承認)

第11 規則第11条第2項第1号の規定による変更の承認を受けようとするときは、介護職員宿舍借上支援事業補助金変更交付申請書(様式第2号)を提出して行うものとする。

2 規則第11条第2項第1号の別に定める軽微な変更は、補助額の変更及び事業内容の大幅な変更を伴わない事業計画の変更とする。

(実績報告)

第12 規則第13条第1項の規定による実績報告は、補助事業等が完了した日(補助事業等の廃止の承認を受けた日を含む。)から起算して1月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い期日までに行うものとする。

2 規則第13条第1項の規定による実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 実績報告書及び収支決算書（様式第1号）
- (2) 宿舍の借上げに係る経費の支払を証する書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補則）

第9 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。